

○井原市簡易水道条例施行規程

令和2年3月31日

水道事業管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、井原市簡易水道条例（昭和43年井原市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入負担金)

第2条 条例第5条の加入負担金の額は、次の表に定める額とする。

量水器の口径	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル
	13	20	25	40	50	75	100
加入負担金の額	円 88,000	円 176,000	円 352,000	円 880,000	円 1,320,000	円 2,904,000	円 5,280,000
私設消火栓加入負担金の額						2,904,000	

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、水道事業等の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 美星簡易水道の令和元年9月30日までの加入負担金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

簡易水道別	期間	量水器の口径	加入負担金の額
美星簡易水道	平成18年9月30日まで		円
		13ミリメートル	315,000
		20ミリメートル	420,000
		25ミリメートル	630,000

	30ミリメートル	735,000
	40ミリメートル	945,000
	50ミリメートル	1,260,000
平成18年10月1日から平成26年3月31日まで	13ミリメートル	525,000
	20ミリメートル	630,000
	25ミリメートル	840,000
	30ミリメートル	945,000
	40ミリメートル	1,155,000
	50ミリメートル	1,575,000
平成26年4月1日から令和元年9月30日まで	13ミリメートル	540,000
	20ミリメートル	648,000
	25ミリメートル	864,000
	30ミリメートル	972,000
	40ミリメートル	1,188,000
	50ミリメートル	1,620,000

上記以外の量水器の口径に係る加入負担金の額については、管理者が別に定める。

附 則（令和4年12月23日水管規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の井原市簡易水道条例施行規程の規定にかかわらず、施行日前に申込みのあった工事に係る加入負担金で施行日前に調定したものについては、なお従前の例による。